一般社団法人日本ペインクリニック学会ペインクリニック専門医認定制度規則

第一章　総　則

第１条　この規則は一社)日本ペインクリニック学会定款第１章第４条第４号に基づき、ペインクリニック専門医を定めるために設ける。

第２条　前条の目的を達成するため、ペインクリニック専門医認定委員会（以下委員会）を設置する。

第３条　委員会の構成は、委員会細則第５条に準ずる。ただし、委員は地区を考慮しなければならない。

第二章　ペインクリニック専門医の認定

第４条　代表理事は委員会の議に基づきペインクリニック専門医を認定し、認定証を交付し、かつ一社)日本ペインクリニック学会誌（以下学会誌）および本ホームページに公示する。

第５条　ペインクリニック専門医の申請資格および審査方法は、施行細則に定める。

第６条　前条に定める審査に合格した者は、ペインクリニック専門医の登録を申請しなければならない。

1　登録は有料とする。

2　登録終了後、一社)日本ペインクリニック学会認定ペインクリニック専門医を正式名称とし、広告できる。

第三章　研修施設の指定

第７条　ペインクリニック専門医資格を得るための研修施設は、施行細則に基づき指定する。

第四章　ペインクリニック専門医の資格の喪失

第８条　会員の資格を失った者は認定を取り消される。

第９条　委員会がペインクリニック専門医として不適当と認めた者のペインクリニック専門医資格は、理事会の審議を経て取り消すことができる。

附　則

1　この規則の改訂は委員会および社員総会の議を経て会員総会の承認を得るものとする。

2　この規則は、2018 年 7 月 22 日より施行する。

1988 年 7 月 29 日制定　1990 年 7 月 20 日改正　1993 年 7 月 23 日改正　1998 年 7 月 24 日改正　1999 年 7 月 17 日改正　2002 年 7 月 20 日改正　2005 年 7 月 28 日改正　2006 年 7 月 15 日改正　2007 年 7 月 8 日改正　2009 年 7 月 19 日改正　2011 年 7 月 24 日改正　2013 年 7 月 13 日改正　2018 年 7 月 22 日改正